

## 入札監理小委員会における審議結果報告 名古屋港湾合同庁舎他 13 施設維持管理業務委託一式

財務省（名古屋税関）の名古屋港湾合同庁舎他 13 施設維持管理業務委託事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の概要

##### ○事業概要（実施要項（案）P3、4/181）

名古屋港湾合同庁舎他 13 施設の維持管理業務委託に係る業務であり、設備運転・監視及び日常点検・保守業務、定期点検及び保守業務、清掃等業務、執務環境測定業務、警備業務がある。

##### ○実施施設（同 P20、21/181）

（愛知県 12カ所）

名古屋港湾合同庁舎、名古屋港湾合同庁舎第二駐車場、名古屋税関監視部稲永分室、名古屋税関監視部船着場、名古屋税関コンテナ検査センター、名古屋税関西部出張所、名古屋税関南部出張所、衣浦港湾合同庁舎、豊橋港湾合同庁舎、豊橋税関支署蒲郡出張所、

名古屋税関第一港陽町宿舎（千年寮）、名古屋税関第一港陽町宿舎（若鯨寮）

（三重県 2カ所）

四日市港湾合同庁舎

四日市コンテナ検査センター

##### ○事業期間（同 P9/181）

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

##### ○事業の目的（同 P3/181）

各業務において、対象施設の各設備を常に良好な状態に保ち、対象施設の利用者が快適に業務を行えるよう、適切な維持管理業務を実施すること。

#### (2) 選定の経緯

1 者応札が継続しており競争性に課題が認められる事業として選定され、「名古屋港湾合同庁舎他 13 施設の維持管理業務」として、令和2年7月7日閣議決定の公共サービス改革基本方針別表に初めて記載された。

### 2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

(ア) 実施方法を単年度契約から複数年度契約にした。1年→3年（【資料 A-2】）

(イ) グループによる参加を可能とし、新規参入を促進。（実施要項（案）P9/181）

(ウ) 従来の実施方法の開示、要望があれば追加資料の閲覧を可とした。

（実施要項（案）P13/181、24～34/181 別紙2）

(エ) 企画書提出、評価基準による適否判定後、最低価格落札方式にて落札予定者を決定することとした。（実施要項（案）P10、12、23/181 評価表）

- (オ) アンケート実施による質の確保（実施要項（案）P35/181 別紙3）
- (カ) 意見招請の実施

### 3. 実施要項（案）の審議結果について

#### 【論点1】

最近のコロナの感染状況を考えると「コロナ対策の費用負担」を実施要項（案）などに記載する必要があるか、実施省庁と事務局で検討して頂きたい。

#### 【対応1】

下記の内閣府通知「PFI 事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」を参考に検討したところ、契約書にある「事情変更」（不可抗力発生時の対応に関すること）の条文の中に天災地変等の事情での契約変更の場合は協議して定めることとしており、今回のコロナ対策においても「コロナ対策の費用負担」については、協議の上、名古屋税関の負担としている。

次期契約においても、「コロナ対策の費用負担」については、契約書の「事情変更」の事項において盛り込むこととして、実施要項（案）には「コロナ対策の費用負担」に関する追記は行わないこととした。

〈参考：「PFI 事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」抜粋〉

要旨：①コロナは天災と同じく不可抗力

②契約書にある不可抗力発生時の対応として誠意をもって協議し、柔軟に対応

③必要な事業者支援を行う（内閣府からの要請）

本文より抜粋：

#### 2. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する対応について

不可抗力発生時の対応に関して、「契約に関するガイドライン」では、業務内容の変更や不可抗力事由による合理的な損害又は増加費用の分担等対応方法について、管理者等と PFI 事業者で協議を行うこととされており（同ガイドライン 2-2-9 及び 3-6※）、また、PFI 事業契約締結時には 想定しえないリスクの顕在化など PFI 事業契約に定めのない事項について解決しなければならない場合等に、当事者間で誠意をもって協議することとします。（同ガイドライン 6-8※）

#### 【論点2】

アンケートについて、達成すべき質、測定指標不満度 30%以下とは、全ての施設において達成するのか、平均となっているのか。

施設全体の平均であるなら、各施設で 30%以下とした方がより実態に即した把握が出来るのではないか。

#### 【対応2】

各施設の実態把握が出来るように、達成すべき質、不満度を「【各施設において 30%以下】」と修正した。（実施要項（案）P7/181）

#### 4. パブリックコメントの対応について

令和2年10月15日～11月4日までパブリックコメントを実施したが、寄せられた意見はなかった。

#### 5. その他

小委後に入札スケジュールの見直しを行い、入札公告を1か月程度前倒ししたことにより、当初2週間程度としていた引継ぎ期間を1か月程度確保した。  
(実施要項(案) P10/181、【資料 A-2】)